

# 文教委員会資料

所管事務の調査（報告）  
教員確保の状況について

資料 教員確保の状況について

令和8年5月28日  
教育委員会事務局

# 令和8年度当初における川崎市立学校教員の配置状況

資料1

- 年度当初の学級担任を含む人員不足を回避し、学校運営の円滑化を優先させる目的から、令和7年度と比べて小学校で81人、中学校で95人の定数増（全体では192.5人の定数増）を行っている。  
 主なものとしては、中学校の35人学級化への対応や急な学級増に備えた特配などによる定数増、臨任の確保が困難な状況を踏まえた産育休等取得者の代替としての正規教員の配置となっている。
- 令和8年度の未充足数は、82.5人であり、令和7年度の未充足数（120人）から減少した。  
 校種別の未充足数は、小学校47.5人（37人減少）、中学校18.5人（4.5人減少）、高等学校2人（1人減少）、特別支援学校14.5人（5人増加）となっている。
- 上記の取組の結果、年度当初の未充足の解消には至っていないが、未充足数は37.5人減少させており、定数増分の192.5人と合わせると、令和7年度に比べて実質的には230人分のマンパワーの増員となっている。
- さらに、代替非常勤講師を配置することで、学校現場での実質的な教員不足を43.5人に抑え、未充足の影響が最小限となるよう取り組んでいる。

## 1. 令和8年度の教員配置状況

(単位：人)

	定数 (A)			教員数 (B)			欠員数 (B-A)			未充足数 ( ) 実質的な未充足数		
	R7年度	R8年度	増減	R7年度	R8年度	増減	R7年度	R8年度	増減	R7年度	R8年度	増減
小学校	3915.5	3996.5	81	3854	3935	81	61.5	61.5	0	84.5 (64.5)	47.5 (24.5)	▲37
中学校	1876.5	1971.5	95	1822.5	1907	84.5	54	64.5	10.5	23 (21)	18.5 (11.5)	▲4.5
高等学校	371.5	375	3.5	348.5	361	12.5	23	14	▲9	3 (2)	2 (1)	▲1
特別支援学校	375	388	13	345.5	354.5	9	29.5	33.5	4	9.5 (1.5)	14.5 (6.5)	5
<b>合計</b>	<b>6538.5</b>	<b>6731</b>	<b>192.5</b>	<b>6370.5</b>	<b>6557.5</b>	<b>187</b>	<b>168</b>	<b>173.5</b>	<b>5.5</b>	<b>120 (89)</b>	<b>82.5 (43.5)</b>	<b>▲37.5</b>

- ※ 各年度5月1日時点
- ※ 定数及び教員数に含めるもの（校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭）、含めないもの（養護教諭、栄養教諭、実習教諭・実習助手、学校事務職員）その他の扱い（前倒しで任用されている臨時的任用教員は含めない、短時間勤務のものは「0.5人」換算）としている。
- ※ 未充足数の（ ）内は代替非常勤講師の配置数（38時間45分換算、小数点以下は四捨五入）を踏まえた実質的な未充足数を表している。

## 2. 令和8年度当初の定数増の要因

学校・教員の負担軽減に向けて、令和8年度は、内示後の急な学級増に備えた特配（小学校+28、中学校+7）、1年生の35人学級化（中学校+47）、産育休正規代替（小学校+33、中学校+21）等により、令和7年度と比べて小学校で81人、中学校で95人、全校種合計で192.5人の定数増を行っている。

### 3. 川崎市立学校における教員不足への対応状況

#### 小学校の状況と対応（令和8年5月1日時点）

- 学級編制の弾力的運用※については、令和8年度は実施していない（令和7年度は7校14学級で実施）
- 学級担任が不足し、支援教育コーディネーターが学級担任を実施している学校数は、令和8年度は2校（通常級：なし、特別支援学級：2学級）となり、令和7年度の5校（通常級：5学級、特別支援学級：なし）と比べて3校の減少

※ 学級担任が不在となる影響を最小限にすることを教育的配慮として、義務標準法による学級編制の標準（1学級35人）を超える編制を行うこと。

#### 中学校の状況と対応（令和8年5月1日時点）

- 不足する教科の免許を持つ非常勤講師（教科補充非常勤講師）は、令和8年度は2849.5時間（週）となり、令和7年度と比べて263時間の増加
- 免許外教科担任制度を活用している学校数は、令和8年度は3校4教科となり、令和7年度と比べて4校8教科の減少
- 免許外教科担任を減少させるための取組として、兼務での複数校指導を3校で実施（本籍校には他教科の教員を配置し、マンパワーを補填）
- 未充足となっている学校については、一人当たりの持ちコマ数を増やしたり、校務分掌を調整することで対応

（教科指導のできる教員が未配置の学校数）

	国語	数学	英語	社会	理科	音楽	家庭	技術	美術	保健体育	合計
令和7年4月7日	0	0	0	0	0	0	1	4	1	0	6
令和8年4月6日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目	具体的な対策																																			
任用方法	<p style="text-align: right;">一般任期付教員から正規教員に合格</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="6"></th> <th>令和6年度採用</th> <th>令和7年度採用</th> <th>令和8年度採用</th> </tr> <tr> <td colspan="6" rowspan="2"> <b>一般任期付教員採用選考の実施</b>                      (採用人数は令和5年度42人、令和6年度64人、令和7年度45人、令和8年度17人)                 </td> <td>20人</td> <td>56人</td> <td>33人</td> </tr> </table>												令和6年度採用	令和7年度採用	令和8年度採用	<b>一般任期付教員採用選考の実施</b> (採用人数は令和5年度42人、令和6年度64人、令和7年度45人、令和8年度17人)						20人	56人	33人												
							令和6年度採用	令和7年度採用	令和8年度採用																											
	<b>一般任期付教員採用選考の実施</b> (採用人数は令和5年度42人、令和6年度64人、令和7年度45人、令和8年度17人)						20人	56人	33人																											
令和8年7月までの <b>産育休予定者</b> の一部について、 <b>代替の臨時的任用教員予定者を年度当初から前倒し任用</b> (小学校40人、中学校7人、高等学校1人、特別支援学校5人)																																				
令和8年8月以降の <b>産育休予定者</b> の一部について、 <b>代替の臨時的任用教員予定者を非常勤講師として前倒し任用</b> (小学校7人)																																				
人材育成 ・ 人事配置	<b>中学校・高等学校から小学校への異動による専科教員を配置</b> (令和5年度5人、令和6年度11人、令和7年度11人、令和8年度6人) *高等学校からの配置は令和7年度異動者から実施																																			
	<b>中学校教員等の小学校教員免許等取得費を予算化</b> (令和5年度9人、令和6年度10人、令和7年度10人、令和8年度10人 ⇒ 実績 令和5年度9人、令和6年度6人、令和7年度7人、令和8年度12人) *令和8年度実績人数は受講予定者数																																			
	<b>育児短時間勤務制度の積極的な運用</b> (令和4年度21人、令和5年度35人、令和6年度48人、令和7年度77人、令和8年度71人) *令和8年度は取得予定者を含む																																			
臨時的任用教員 ・ 非常勤講師	<b>非常勤講師の任用週数(年間総勤務時間数)の最大52週化</b> ⇒ 非常勤講師の人材確保に向けて、最大52週分の総勤務時間数とし、年間を通じて安心して働ける雇用と教材研究時間や研修を受ける機会を確保																																			
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="6" rowspan="2"> <b>臨時的任用教員、非常勤講師の臨時登録会(土曜、夜間)の実施</b> </td> <td colspan="3" style="text-align: right;">令和7年度 任用につながった件数(令和8年3月1日現在)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">登録会の種類</td> <td style="text-align: center;">実施回数</td> <td style="text-align: center;">任用者数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">令和3年度</td> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td style="text-align: center;">令和7年度</td> <td style="text-align: center;">通常の登録会</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回数</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">臨時登録会</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> </table>						<b>臨時的任用教員、非常勤講師の臨時登録会(土曜、夜間)の実施</b>						令和7年度 任用につながった件数(令和8年3月1日現在)			登録会の種類	実施回数	任用者数	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	通常の登録会	48	61	回数	14	49	43	36	33	臨時登録会	33	32
	<b>臨時的任用教員、非常勤講師の臨時登録会(土曜、夜間)の実施</b>												令和7年度 任用につながった件数(令和8年3月1日現在)																							
登録会の種類							実施回数	任用者数																												
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	通常の登録会	48	61																												
回数	14	49	43	36	33	臨時登録会	33	32																												
<b>ペーパーティーチャー向け個別相談会の開催</b> (令和5年度 1回実施 23人、令和6年度 1回実施 31人、令和7年度 1回実施 37人)																																				

項目	具体的な対策						
正規教員採用試験	教員採用試験の成績上位者を対象とした、 <b>奨学金返還支援事業の実施</b> （令和7年度から新たに実施。対象者47人全員認定）						
	正規教員の採用試験の早期化として、 <b>大学3年生を対象とした受験区分の実施</b> （令和7年度から中学校・高等学校に対象拡大）						
			人数	令和5年度実施	令和6年度実施	令和7年度実施	
	募集		30名程度	50名程度	小学校50名程度、中学校・高等学校19名程度		
	合格		32	53	小学校42、中学校・高等学校22		
	正規教員への <b>受験機会を拡充し、優れた人材、多様な人材の更なる確保</b> を目的とした <b>秋期選考の実施</b>						
	令和7年度実施	選考	募集		応募	合格	採用
		秋期	小学校50名程度 中学校・高等学校30名程度 特別支援学校5名程度		小学校121 中学校・高等学校148 特別支援学校19	小学校30 中学校・高等学校14 特別支援学校3	小学校26 中学校・高等学校14 特別支援学校2
	市内・市外・大学での <b>採用試験説明会の実施</b> （令和6年3月から一般向けオンライン説明会を実施） 説明会の開催実績						
	説明会		令和5年度		令和6年度		令和7年度
		春	秋	春	秋	春	秋
市内会場 (オンライン説明会を含む)	回数	5	1	9	5	7	6
	参加者数	247	55	180	97	203	148
市外会場	回数	4	-	4	-	4	-
	参加者数	109	-	40	-	30	-
大学会場 (オンライン、訪問のみを含む)	回数	82	84	96	99	80	102
	参加者数	840	744	745	757	646	891
計	回数	91	85	109	104	89	95
	参加者数	1,196	799	965	854	879	1,039
<b>学校見学会の実施</b> （令和5年度から再開） （教員を目指す学生やいわゆるペーパーティーチャーを対象とし、授業参観や現職教員との懇談等を全校種で実施）							
<b>地方会場試験</b> （令和2年度、令和3年度は中止）の <b>再開及び新設</b>				地方会場受験者の採用者数（採用延期者含む）			
年度		会場		会場	令和6年度実施	令和7年度実施	
令和4年度・5年度		2会場（愛知、宮城）		宮城	10	14	
令和6年度・7年度		3会場（愛知、宮城、兵庫）		愛知	25	17	
				兵庫	31	26	

- 令和4年3月に「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定
- 当該方針の目的に基づき、時間外在校等時間や総合健康リスクの値は減少傾向
- ただし、国の定めた上限を超えて働く教員が多い状況であるため、第3次となる教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針として新たに「未来を育む学校サポートプログラム」を策定し、令和11年度までに1年当たり360時間を超える教育職員の割合を0%にすること等を目指す

## 1 これまでの取組成果

第2次方針策定後、少しずつではあるが、労働環境は改善に向かっている。しかしながら、長時間勤務は未だ改善されず、更なる改善が求められている

時間外在校等時間と総合健康リスクの推移	R 3	R 4	R 5	R 6	R 3 比較
45時間超の割合（月）※1	43.5%	43.8%	40.6%	38.7%	▲4.8%
360時間超の割合（年）※1	71.5%	71.3%	68.5%	65.8%	▲5.7%
直前1～5か月を加えた月平均80時間超の割合	22.2%	19.4%	18.3%	18.3%	▲3.9%
総合健康リスク※2	92.6	87.4	87.8	87.8	▲4.8%

※1 1月/1年の時間外在校等時間が所定の数値を超えているかについて示したもの

※2 総合健康リスクは、健康問題のリスクを、全国平均を100として示したもの

## 2 国（文部科学省）の主な動き

令和6年 8月27日 文部科学省中央教育審議会答申  
⇒教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

令和6年12月24日 財務大臣と文部科学省大臣による「教師を取り巻く環境整備に関する合意」  
⇒時間外在校等時間の削減目標について、令和11年度までに、月30時間程度に縮減

令和7年 6月18日 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律」の公布  
⇒1箇月時間外在校等時間の削減に関する措置の新設

### 3 給特法附則第3条の記載内容

国の改正法附則に、「**政府**」の義務として、次の事項等が定められた。

(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、**一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減すること**を目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減すること。
- ②～⑦略

### 4 「未来を育む学校サポートプログラム」に定めた主な目標と取組

本市では、令和8年3月に学校との意見交換等の内容を踏まえた、新しい方針「**未来を育む学校サポートプログラム**」を策定しました。その中で、**教員一人当たりの時数の削減に資する取組も定めており、今後も取組を進めてまいります。**

「未来を育む学校サポートプログラム」の主な目標

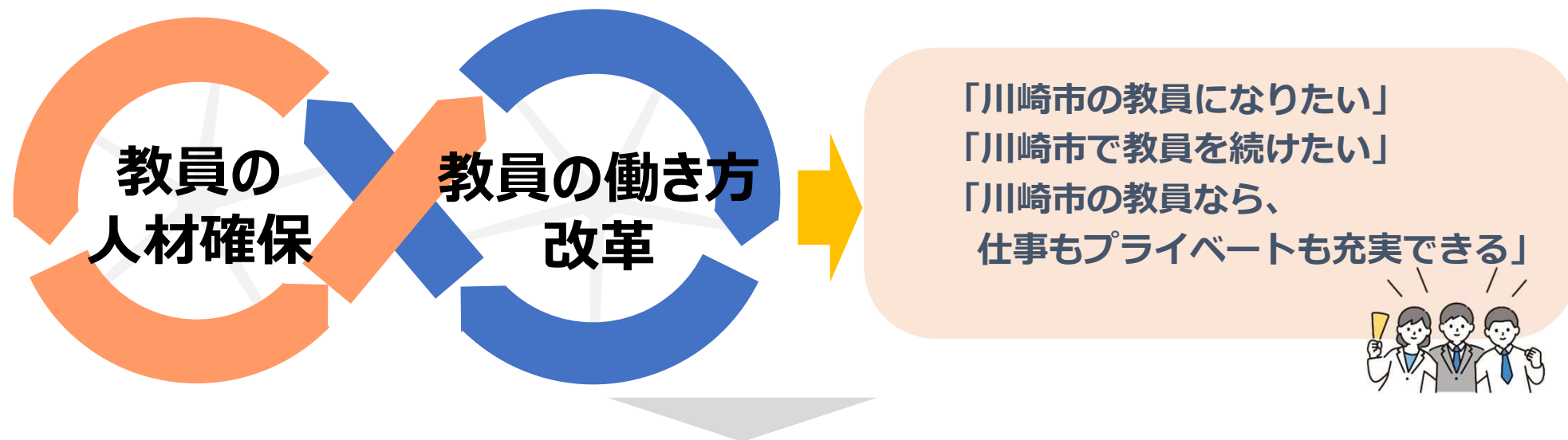
	項目	現状(R6)		目標(R11)
	<b>○時間外在校等時間に係る目標</b>			
目 標	① 1か月当たり45時間以下の教育職員の割合（概ね19時までの退勤）	61.3%	⇒	100%
	② 1年当たり360時間を超える教育職員の割合 ※1月平均30H	65.8%	⇒	0%
	③直前の1か月～5か月の期間を加えた各期間における1か月当たりの平均時間：80時間を超える教育職員の割合	18.3%	⇒	0%
	<b>○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に係る目標（省略）</b>			

「未来を育む学校サポートプログラム」の記載の主な取組事例

教員の授業時数の削減に資する主な取組事例	教職員の業務改善に資する主な取組事例
①チーム制（複数教員での授業・学級／学年経営） 専科教員等の活用の取組などの事例を他校に紹介する等	① 学校用務員が担う業務範囲の拡充及び民間委託化
②教員の人材確保	② 学校徴収金事務の効率的な執行
効果的な教員採用試験、大学連携等による教員志願者の掘り起こし、教職員配置の工夫 等	③ 学校水泳授業外部委託の推進
	④ スクールロイヤーの配置拡充と不当要求行為等への対応等

教員の人材確保・働き方改革に向けた考え方

人材の安定的確保と教員の働き方改革を両輪で進めることで、好循環を生み出す。



“持続可能な学校運営体制の構築”を目指す。

人材確保に関する今後の対応方針

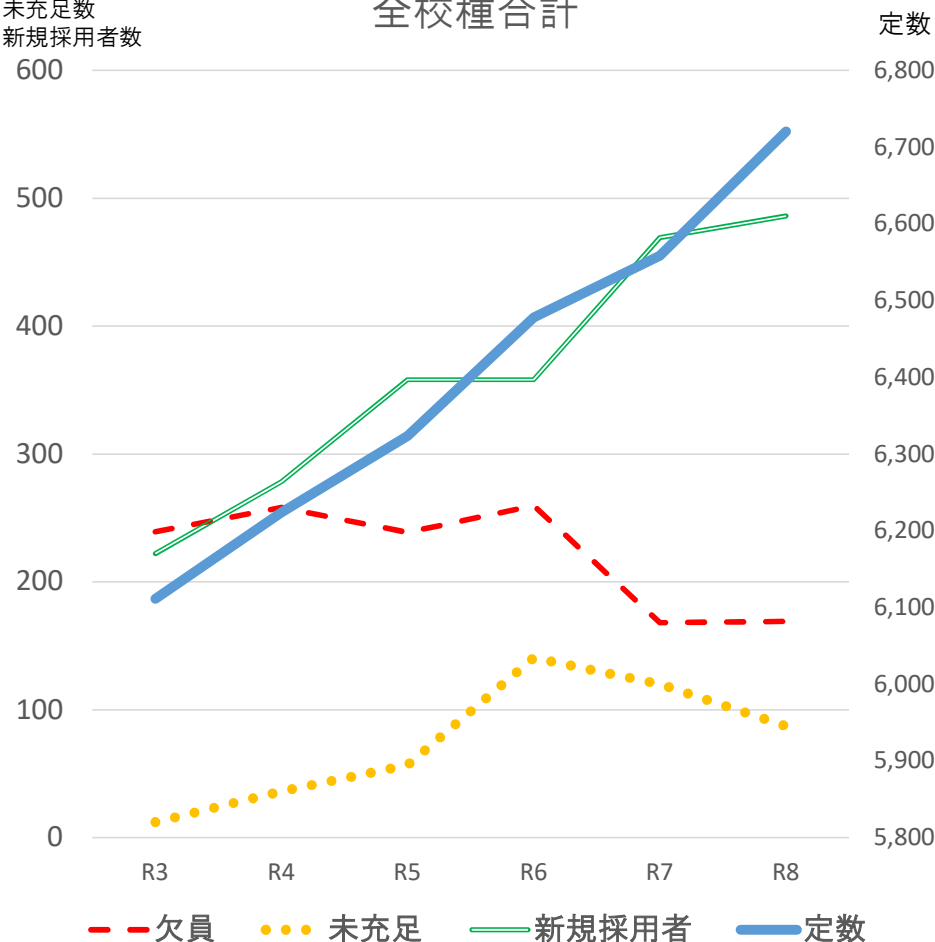
- ◆ 担任不足が生じている小学校や教科担当教諭の確保に課題が生じている中学校において、**非常勤講師等の配置や、既配置の非常勤講師の週勤務時間数の拡充によるマンパワー補填**の取組を優先して進める。
- ◆ 学校と教育委員会事務局が連携し、**地域に潜在している非常勤講師等の掘り起こし**を進める。
- ◆ **教員採用選考試験の複数回実施の内容検討**を進める。
- ◆ 次年度以降の改善に向けて、**教員不足の解消に向けた下記の取組を推進**する。
  - 教員確保に向けた取組の継続
  - **大学連携等による中期的な本市教員志願者の掘り起こし**

- 定数について、令和8年度は約6,720人となり、令和7年度から約162人の増加
- 欠員数について、令和8年度では169人となり、令和7年度と比べて1人の増加
- 令和3年度以降、新規採用者数を増やすことで、定数の増加数に対して欠員数は減少させている。

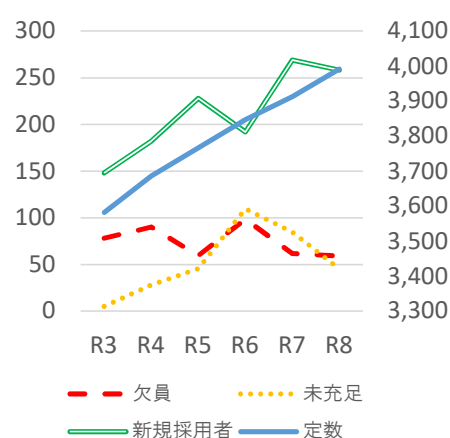
(単位：人)

欠員数  
未充足数  
新規採用者数

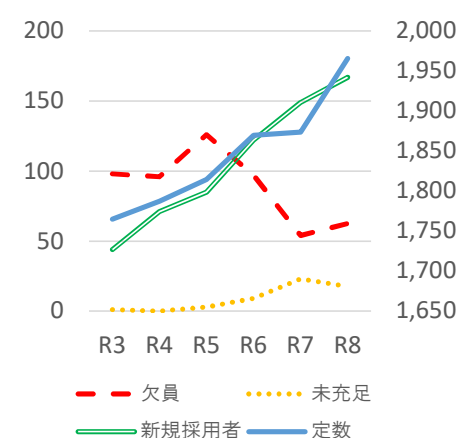
## 全校種合計



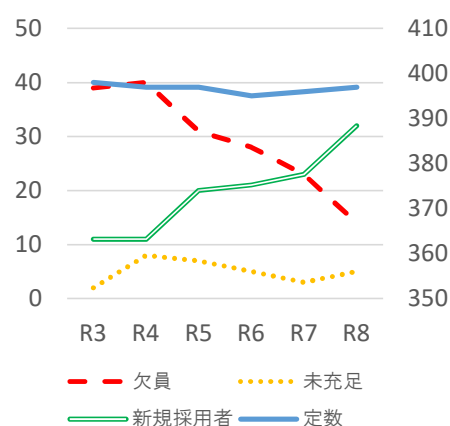
## 小学校



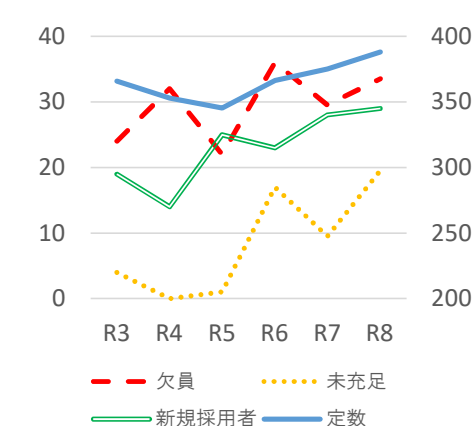
## 中学校



## 高等学校（全・定）



## 特別支援学校



※各年度5月1日時点（令和8年度は新規採用者数は4月1日時点、定数及び欠員は4月6日時点）

※令和8年度の定数及び欠員数は速報値

※定数及び新規採用者数は、養護教諭、栄養教諭を除いている。

※欠員数は、養護教諭、栄養教諭、実習助手を除いている。

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第18条に定めるもの（18条定数）は除いている。

※小数点以下の数値は、産育休等の前倒し任用や再任用短時間勤務職員等を任用しているために生じている。

- 産休取得者数について、令和7年度は220人となり、令和6年度と比べ13人増加した。
- 育児休業取得者数について、令和7年度は458人となり、令和6年と比べ35人増加した。  
また、男性の育児休業取得者数は令和7年度95人となり増加傾向
- 休職者数について、精神疾患による休職者数が令和7年度は103人となり、令和6年度と比べ22人増加し、休職者数全体では26人増加した。

## 1 産休（産前産後休暇）取得者数 (単位 人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	248	236	240	207	220

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

## 2 育児休業取得者数 (単位 人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男	23	36	58	66	95
女	414	404	410	360	363
合計	437	440	468	426	458

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

## 3 休職者数 (単位 人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神疾患	68	84	91	81	103
その他疾患 (精神疾患を除く)	18	17	22	20	24
合計	86	101	113	101	127

※校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

○定年外退職者数について、令和7年度は213人となり、令和6年度と比べ34人増加

退職事由	退職者数／退職率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家事専念等	退職者数（人）	16	30	56	69	63
	退職率（％）	0.28	0.53	0.98	1.17	1.03
転居	退職者数（人）	17	11	8	3	11
	退職率（％）	0.30	0.19	0.14	0.05	0.18
転職 （官公署）	退職者数（人）	47	41	46	47	58
	退職率（％）	0.84	0.73	0.80	0.80	0.95
転職 （民間）	退職者数（人）	8	18	33	20	34
	退職率（％）	0.14	0.32	0.58	0.34	0.56
進学	退職者数（人）	0	0	2	0	0
	退職率（％）	0.00	0.00	0.03	0.00	0.00
私傷病	退職者数（人）	15	19	21	13	21
	退職率（％）	0.27	0.34	0.37	0.22	0.34
勸奨	退職者数（人）	12	26	15	18	12
	退職率（％）	0.21	0.46	0.26	0.30	0.20
その他	退職者数（人）	6	6	8	9	14
	退職率（％）	0.11	0.11	0.14	0.02	0.23
定年外 退職合計	退職者数（人）	121	151	189	179	213
	退職率（％）	2.15	2.67	3.30	3.03	3.49
定年	退職者数（人）	116	120	0	94	0
	退職率（％）	2.07	2.12	0.00	1.59	0.00
合計	退職者数（人）	237	271	189	273	213
	退職率（％）	4.22	4.80	3.30	4.63	3.49

※校長、副校長、教頭、総括教諭、実習助手を含み、養護教諭、栄養教諭を含まない。

※一般任期付職員は含まない。

※令和5年度及び令和7年度は定年退職年齢引上げのため、定年退職者は0人

※退職率＝該当年度の退職者数÷該当年度5月1日の職員数×100

○本市における正規教員の割合は**94.7%**であり、令和6年度（92.8%）と比べて**1.9ポイント増加**した。  
 ○政令指定都市のうち、**本市は4番目に正規教員の割合が高い**。（令和6年度は8番目）

	政令指定都市名	正規教員の割合（%）
1	仙台市	95.3 ↓
2	福岡市	94.9 ↑
2	名古屋市	94.9 ↓
<b>4</b>	<b>川崎市</b>	<b>94.7 ↑</b>
5	神戸市	94.1 ↑
6	新潟市	93.9 ↓
7	横浜市	92.8 ↓
8	大阪市	92.7 ↓
9	千葉市	92.5 ↑
10	相模原市	91.7 ↑

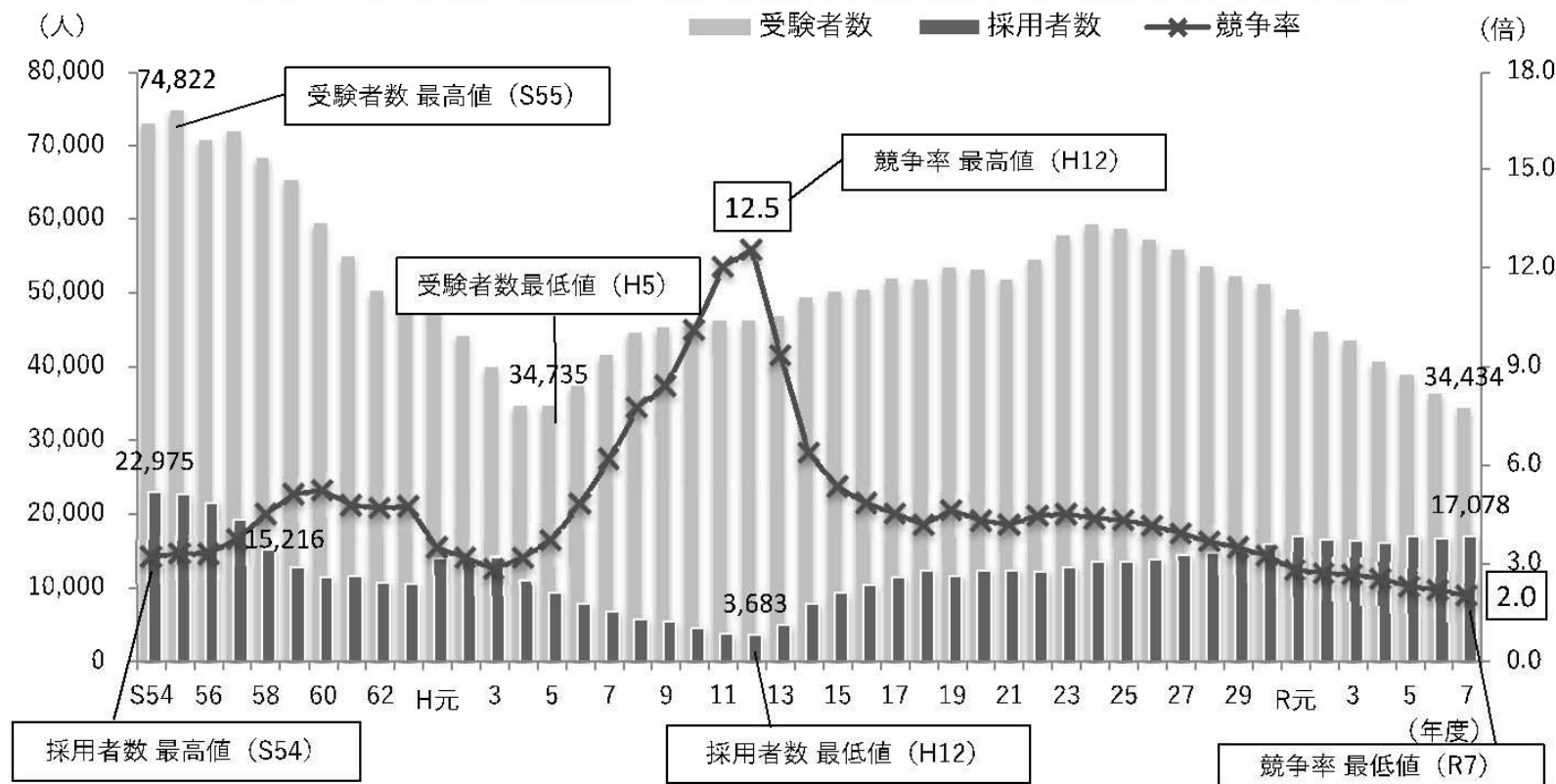
	政令指定都市名	正規教員の割合（%）
11	北九州市	91.5 ↓
11-2	静岡市	91.5 ↓
13	京都市	90.7 ↑
13	札幌市	90.7 ↓
15	浜松市	90.2 ↓
16	熊本市	89.4 ↓
17	さいたま市	88.6 ↓
18	堺市	87.6 ↑
19	岡山市	85.7 ↓
20	広島市	83.5 ↓

（文部科学省資料より作成）  
 ※矢印は前年度からの増減を表している。

## 1. 小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

- 競争率(採用倍率)は、2.0倍(過去最低)で、前年度の2.2倍から低下。
- 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和6年度は採用者数が平成12年度の4倍以上の17,078人であり、これは昭和58年度以降最多となっている。
- 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある。

図2 小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

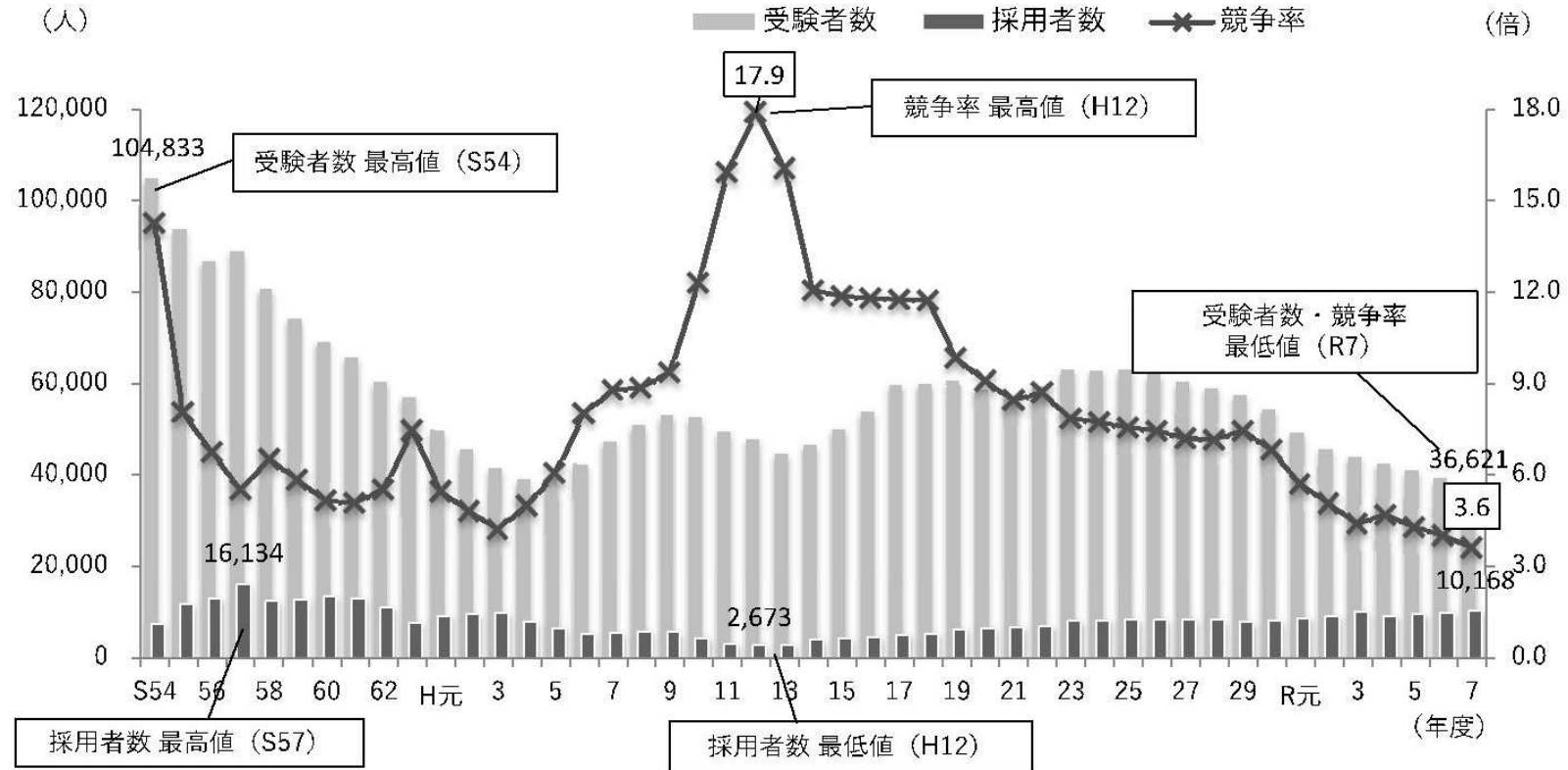


## 2. 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

○中学校の競争率(採用倍率)は、3.6倍で、前年度の4.0倍から低下。

- ・採用者数は、10,168人で、前年度に比較して338人増加
- ・受験者数は、36,621人で、前年度に比較して2,652人減少

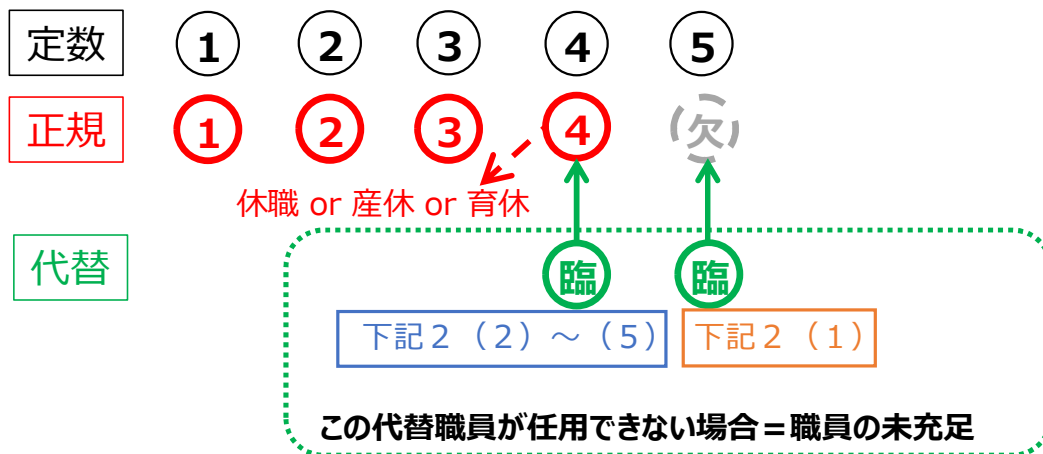
図3 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



○令和7年度実施試験の採用倍率は、小学校が1.7倍、中学校／高等学校が2.2倍、特別支援学校が1.9倍とほぼ横ばいとなっており、**教員の人材確保が難しい状況は継続**している。

試験実施年度	内訳	小学校	中学校／高等学校	特別支援学校
令和7年度 <small>※秋期選考は含まない</small>	募集者数	230人程度	190～210人程度	20～25人
	応募者数(人)	342	469	66
	受験者数(a)(人)	295	398	59
	合格者数(b)(人)	207	203	36
	採用者数(c)(人)	176	179	32
	採用辞退者数(d)(人)	30	21	4
	合格倍率(a/b)	1.4	2.0	1.6
	採用倍率(a/c)	1.7	2.2	1.8
	辞退率(d/b)(%)	14.5	10.6	11.1
	令和6年度 <small>※秋期選考、冬期選考は含まない</small>	募集者数	230人程度	160人程度
応募者数(人)		400	443	61
受験者数(a)(人)		352	387	50
合格者数(b)(人)		252	187	27
採用者数(c)(人)		216	169	27
採用辞退者数(d)(人)		35	14	2
合格倍率(a/b)		1.4	2.1	1.9
採用倍率(a/c)		1.6	2.3	1.9
辞退率(d/b)(%)		13.9	7.5	7.4
令和5年度		募集者数	220人程度	100～115人程度
	応募者数(人)	532	506	81
	受験者数(a)(人)	463	426	68
	合格者数(b)(人)	252	159	25
	採用者数(c)(人)	192	139	23
	採用辞退者数(d)(人)	60	13	2
	合格倍率(a/b)	1.8	2.7	2.7
	採用倍率(a/c)	2.4	3.1	3.0
	辞退率(d/b)(%)	23.8	8.2	8.0
	令和4年度	募集者数	220人程度	90～95人程度
応募者数(人)		563	486	70
受験者数(a)(人)		500	416	65
合格者数(b)(人)		285	109	28
採用者数(c)(人)		227	104	27
採用辞退者数(d)(人)		53	5	0
合格倍率(a/b)		1.8	3.8	2.3
採用倍率(a/c)		2.2	4.0	2.4
辞退率(d/b)(%)		18.6	4.6	0.0
令和3年度		募集者数	190人程度	50～55人
	応募者数(人)	514	434	65
	受験者数(a)(人)	443	375	59
	合格者数(b)(人)	210	83	18
	採用者数(c)(人)	182	81	15
	採用辞退者数(d)(人)	26	3	2
	合格倍率(a/b)	2.1	4.5	3.3
	採用倍率(a/c)	2.4	4.6	3.9
	辞退率(d/b)(%)	12.4	3.6	11.1

### 1 代替職員の配置イメージ



### 2 代替職員の種類

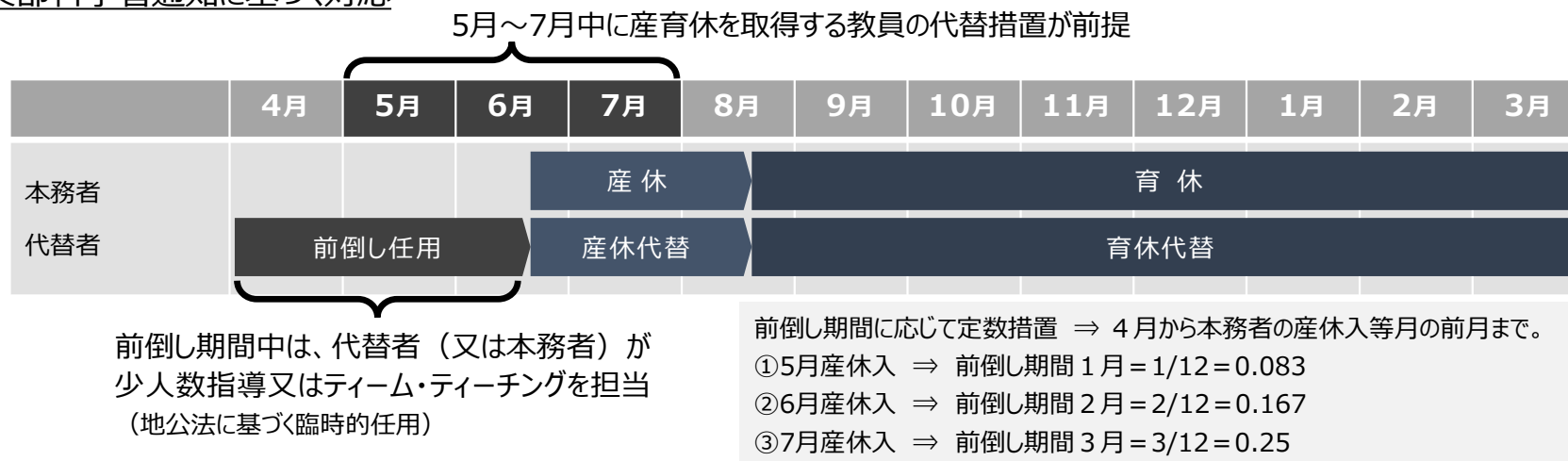
任用形態	任用種別	任用する条件	根拠法
臨時的任用	(1) 欠員臨任	欠員を生じた場合	地方公務員法第22条の3
	(2) 休職臨任	休職が発令された場合	地方公務員法第22条の3
	(3) 産休臨任	女子教職員が出産をする場合	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条
	(4) 育休臨任	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年未満のとき	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号
育児休業代替任期付	(5) 育休任期付	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年以上のとき（本市では育児休業2年度目以降に適用）	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号
一般任期付	(6) 一般任期付	当面の間の学級数の増加（定数増）に対応する場合	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条

#### 【参考】正規教員、臨時的任用教員、非常勤講師の違い

	正規教員	臨時的任用教員	非常勤講師
職務	授業（教科指導） 部活動等の指導 学級担任 学校行事の運営 など		原則、授業のみ
1週間の勤務時間	38時間45分（フルタイム）		最大29時間（パートタイム）
学級担任	あり		なし
校務分掌	あり		原則なし
部活動	あり		なし

- ◎ 年度途中で産休、育休を取得する教員の**代替教員を、年度の当初から前倒しで任用する取組**を実施  
 [R2年度から、新型コロナウイルス感染症対策として、医師の保健指導に基づき在宅勤務となる産休予定者の前倒し任用を、非常勤講師で措置]
- ◎ **国により5月から7月末までの産育休者の代替教員（臨時的任用職員）の前倒し任用が制度化され、前倒し月数に応じた定数措置を実施** [R4年11月1日付 文部科学省通知]

■ 文部科学省通知に基づく対応



※ 4月の途中で産育休を取得する教員の代替者は、国加配としては措置されないが、国庫算定の基準日である5月1日時点では産休代替に切り替わっており、国庫負担金の対象になる。

■ 文部科学省通知に基づく前倒し任用の実績（単位：人）

	小学校	中学校	合計
R5年度	12 (8)	4 (6)	16 (14)
R6年度	8 (6)	2 (2)	10 (8)
R7年度	10(8)	4(2)	14(10)

※ ( ) 内は 4 月途中で産休を取得する教員の代替として 4 月 1 日から任用した臨時的任用職員の外数

## <調査概要>

- 学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」に関して、年度当初における全国的な実態を把握するため、実態調査を実施

## <調査対象・調査時点>

- 67都道府県・指定都市教育委員会等（計68）
- 公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- 令和7年度始業日時点及び令和7年5月1日時点の2時点

## <本調査における「教師不足」の定義>

- 実際に学校に配置されている教師の数が、配当数を満たしておらず、欠員が生じる状態

## <本調査における教師の定義（対象）>

- 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師
  - 正規教員、臨時的任用教員、非常勤講師・会計年度任用職員、再任用教員（フルタイム・短時間）をすべて含む。
  - 産休・育休者等を除き、産休・育休者等の代替者を加えている。
- ※養護教諭等、栄養教諭等は対象から除外

## 自治体別の状況（小学校）

- 5月1日時点の各教育委員会における「教師不足」の状況。
- 小学校の「教師不足」について、不足率は全体で0.44%（1,699人）。学校数でみれば1,340校。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率
北海道	35	32	0.29%	101.6%	三重県	5	5	0.08%	102.3%
青森県	126	73	3.17%	101.2%	滋賀県	3	3	0.06%	99.8%
岩手県	18	14	0.46%	98.5%	京都府	4	4	0.10%	101.4%
宮城県	14	14	0.34%	100.4%	大阪府	64	56	0.45%	99.6%
秋田県	16	8	0.62%	100.9%	兵庫県	87	63	0.70%	100.9%
山形県	36	37	1.04%	100.5%	奈良県	25	23	0.60%	99.2%
福島県	139	72	2.35%	99.9%	和歌山県	2	2	0.06%	101.0%
茨城県	59	50	0.66%	99.2%	鳥取県	28	9	1.22%	110.3%
栃木県	14	14	0.23%	99.8%	島根県	85	63	3.02%	101.7%
群馬県	5	5	0.09%	98.5%	岡山県	3	3	0.07%	102.8%
埼玉県	32	30	0.19%	100.0%	広島県	8	0	0.15%	99.9%
千葉県	58	57	0.40%	98.5%	山口県	14	14	0.34%	100.2%
東京都	0	0	0.00%	107.1%	徳島県	6	6	0.23%	99.8%
神奈川県	49	25	0.55%	104.1%	香川県	36	34	1.17%	99.0%
新潟県	32	30	0.64%	99.4%	愛媛県	19	19	0.45%	99.8%
富山県	8	8	0.25%	96.6%	高知県	0	0	0.00%	97.3%
石川県	63	28	1.75%	99.0%	福岡県	130	116	1.34%	98.8%
福井県	14	8	0.52%	101.5%	佐賀県	23	23	0.69%	98.3%
山梨県	24	20	0.81%	102.8%	長崎県	10	10	0.21%	97.9%
長野県	28	26	0.43%	99.6%	熊本県	35	29	0.91%	96.1%
岐阜県	18	15	0.28%	96.8%	大分県	28	24	0.74%	97.7%
静岡県	20	20	0.33%	99.0%	宮崎県	48	29	1.21%	98.8%
愛知県	36	31	0.21%	101.3%	鹿児島県	3	3	0.04%	99.4%
沖縄県	1	1	0.02%	98.2%	合計	1,699	1,301	0.44%	100.9%

(注1)「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は100.9%。  
(注2)「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

## 自治体別の状況（中学校）

- 5月1日時点の各教育委員会における「教師不足」の状況。
- 中学校の「教師不足」について、不足率は全体で0.47%（1,031人）。学校数でみれば770校。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考)義務標準法に基づく充足率
北海道	20	18	0.26%	101.6%	三重県	3	3	0.09%	102.3%
青森県	59	41	2.25%	101.2%	滋賀県	4	4	0.14%	99.8%
岩手県	3	3	0.12%	98.5%	京都府	8	8	0.33%	101.4%
宮城県	6	6	0.24%	100.4%	大阪府	40	37	0.50%	99.6%
秋田県	0	0	0.00%	100.9%	兵庫県	50	33	0.72%	100.9%
山形県	12	12	0.59%	100.5%	奈良県	8	8	0.34%	99.2%
福島県	79	57	2.09%	99.9%	和歌山県	4	2	0.21%	101.0%
茨城県	59	47	1.08%	99.2%	鳥取県	10	4	0.76%	110.3%
栃木県	24	22	0.67%	99.8%	島根県	51	24	2.93%	101.7%
群馬県	0	0	0.00%	98.5%	岡山県	3	3	0.12%	102.8%
埼玉県	14	13	0.15%	100.0%	広島県	7	0	0.23%	99.9%
千葉県	22	19	0.27%	98.5%	山口県	8	8	0.32%	100.2%
東京都	0	0	0.00%	107.1%	徳島県	8	6	0.54%	99.8%
神奈川県	27	10	0.52%	104.1%	香川県	17	16	0.96%	99.0%
新潟県	21	19	0.70%	99.4%	愛媛県	2	2	0.08%	99.8%
富山県	6	6	0.35%	96.6%	高知県	0	0	0.00%	97.3%
石川県	37	19	1.86%	99.0%	福岡県	68	52	1.22%	98.8%
福井県	9	5	0.58%	101.5%	佐賀県	37	25	1.81%	98.3%
山梨県	33	21	2.05%	102.8%	長崎県	6	6	0.22%	97.9%
長野県	12	11	0.30%	99.6%	熊本県	33	21	1.42%	96.1%
岐阜県	12	12	0.31%	96.8%	大分県	13	11	0.58%	97.7%
静岡県	17	15	0.45%	99.0%	宮崎県	30	17	1.26%	98.8%
愛知県	90	42	0.91%	101.3%	鹿児島県	3	3	0.08%	99.4%
沖縄県	1	1	0.02%	98.2%	合計	1,031	744	0.47%	100.9%

(注1)「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は100.9%。  
(注2)「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。